

地方独立行政法人法

＜地方独立行政法人制度の根拠法＞

評価委員会の基本的な所掌事務を規定（改正後の法第 11 条）

委任

東京都地方独立行政法人評価委員会条例

＜評価委員会の組織、委員など、基本的な事項を規定＞

分科会の設置を規定（改正後の条例第 6 条）

委任

東京都地方独立行政法人評価委員会規則（知事決定）

＜評価委員会の分科会、事務局など、下位組織等を規定＞

各分科会の所掌事務（大学の設置・管理、試験研究、高齢者医療・研究）を規定（改正後の規則第 2 条）

委任

東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱（評価委員会決定）

＜評価委員会の会議運営について規定＞

分科会の議決権限を規定（現行第 5 条）

今回の改正対象
（平成 30 年 4 月 1 日施行）

